

## お知らせ

平成 26 年 11 月 7 日

### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び 関係政省令の運用及び解釈について

- 1 当該運用及び解釈については、平成 26 年 10 月 22 日付け 20140901 商局第 3 号でもって関係条項の修正や文書の見直し（例：通商産業大臣 → 経済産業大臣）など全面的な改正が行われたものです。
- 2 そのなかにあって、特に、平成 26 年 6 月 4 日付けで改正のあった、いわゆるバルク貯槽の 20 年検査に関する施行規則の運用と解釈について追記等があったものです。
- 3 当該運用及び解釈の「新旧対照表」については別添のとおりですが、更に全体を見られようとする場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用と解釈について別添 1 から 5 までに定められたものが、経済産業省のホームページ（産業保安ページ内）に掲載されておりますので、ご参照ください。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」新旧対照表（主要部分）

改正案	現 行
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
制定 43 化第 1 5 1 号 昭和 4 3 年 2 月 1 2 日	制定 43 化第 1 5 1 号 昭和 4 3 年 2 月 1 2 日
改正 43 化第 6 5 2 号 昭和 4 3 年 2 月 2 9 日	改正 43 化第 6 5 2 号 昭和 4 3 年 2 月 2 9 日
43 化局第 1 4 0 号 昭和 4 3 年 6 月 1 5 日	43 化局第 1 4 0 号 昭和 4 3 年 6 月 1 5 日
43 化第 1 0 8 5 号 昭和 4 3 年 7 月 2 7 日	43 化第 1 0 8 5 号 昭和 4 3 年 7 月 2 7 日
43 化第 1 4 3 8 号 昭和 4 3 年 1 0 月 1 2 日	43 化第 1 4 3 8 号 昭和 4 3 年 1 0 月 1 2 日
44 化第 1 8 4 号 昭和 4 4 年 2 月 1 5 日	44 化第 1 8 4 号 昭和 4 4 年 2 月 1 5 日
44 化第 4 6 0 号 昭和 4 4 年 4 月 1 7 日	44 化第 4 6 0 号 昭和 4 4 年 4 月 1 7 日
44 化第 1 6 4 3 号 昭和 4 4 年 9 月 1 6 日	44 化第 1 6 4 3 号 昭和 4 4 年 9 月 1 6 日
45 保第 8 8 4 号 昭和 4 5 年 1 1 月 3 0 日	45 保第 8 8 4 号 昭和 4 5 年 1 1 月 3 0 日
46 保局第 3 3 0 号 昭和 4 6 年 7 月 2 4 日	46 保局第 3 3 0 号 昭和 4 6 年 7 月 2 4 日
47 保局第 4 3 0 号 昭和 4 7 年 9 月 1 4 日	47 保局第 4 3 0 号 昭和 4 7 年 9 月 1 4 日
48 鉱局第 8 3 号 昭和 4 8 年 1 月 3 1 日	48 鉱局第 8 3 号 昭和 4 8 年 1 月 3 1 日
50 立局第 2 8 号 昭和 5 0 年 1 月 2 7 日	50 立局第 2 8 号 昭和 5 0 年 1 月 2 7 日
50 立第 1 7 2 号 昭和 5 0 年 2 月 2 4 日	50 立第 1 7 2 号 昭和 5 0 年 2 月 2 4 日
50 資庁第 3 3 6 5 号 昭和 5 0 年 3 月 2 8 日	50 資庁第 3 3 6 5 号 昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
50 立第 1 1 1 3 号 昭和 5 0 年 6 月 2 日	50 立第 1 1 1 3 号 昭和 5 0 年 6 月 2 日
50 立第 1 1 9 2 号 昭和 5 0 年 6 月 1 2 日	50 立第 1 1 9 2 号 昭和 5 0 年 6 月 1 2 日
51 立第 1 5 9 5 号 昭和 5 1 年 7 月 1 日	51 立第 1 5 9 5 号 昭和 5 1 年 7 月 1 日
53 立第 5 5 号 昭和 5 3 年 2 月 3 日	53 立第 5 5 号 昭和 5 3 年 2 月 3 日
54 立局第 2 3 4 号 昭和 5 4 年 4 月 2 8 日	54 立局第 2 3 4 号 昭和 5 4 年 4 月 2 8 日
54 立局第 5 1 7 号 昭和 5 4 年 8 月 3 1 日	54 立局第 5 1 7 号 昭和 5 4 年 8 月 3 1 日
54 立局第 6 8 2 号 昭和 5 4 年 1 2 月 2 7 日	54 立局第 6 8 2 号 昭和 5 4 年 1 2 月 2 7 日
56 立局第 4 0 4 号 昭和 5 6 年 6 月 5 日	56 立局第 4 0 4 号 昭和 5 6 年 6 月 5 日

56 立局第 4 3 3 号 昭和 5 6 年 7 月 1 6 日  
 57 立局第 2 3 号 昭和 5 7 年 1 月 2 2 日  
 57 立局第 3 9 号 昭和 5 7 年 2 月 1 5 日  
 57 立局第 7 7 6 号 昭和 5 7 年 5 月 2 8 日  
 57 立局第 5 7 0 号 昭和 5 7 年 1 1 月 1 5 日  
 59 立局第 3 9 9 号 昭和 5 9 年 5 月 1 9 日  
 59 立局第 4 7 4 号 昭和 5 9 年 7 月 2 5 日  
 61 立局第 3 8 1 号 昭和 6 1 年 6 月 9 日  
 63 立第 1 9 号 昭和 6 3 年 1 月 1 1 日  
 63 立第 6 6 9 号 昭和 6 3 年 5 月 2 5 日  
 63 立局第 9 4 6 号 昭和 6 3 年 1 1 月 2 1 日  
 元資庁第 1 3 8 0 7 号 平成元年 1 1 月 2 2 日  
 4 立局第 3 8 9 号 平成 4 年 1 1 月 2 0 日  
 5 立局第 1 3 6 号 平成 5 年 3 月 3 1 日  
 5 立局第 2 9 2 号 平成 5 年 9 月 6 日  
 8 立局第 5 4 7 号 平成 8 年 1 0 月 1 1 日  
 平成 09・03・31 立局第 7 7 号 平成 9 年 4 月 1 日  
 平成 09・09・29 立局第 3 号 平成 9 年 1 1 月 2 0 日  
 平成 12・03・30 立局第 9 号 平成 1 2 年 4 月 1 日  
 平成 12・04・17 立局第 2 号 平成 1 2 年 4 月 1 7 日  
 平成 19・07・25 原院第 6 号 平成 1 9 年 7 月 2 7 日  
 平成 21・03・12 原院第 4 号 平成 2 1 年 3 月 1 9 日  
 平成 22・09・27 商局第 1 号 平成 2 2 年 1 0 月 7 日  
 平成 23・11・14 商局第 1 号 平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日  
 廃止・制定 20140901 商局第 3 号 平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日

56 立局第 4 3 3 号 昭和 5 6 年 7 月 1 6 日  
 57 立局第 2 3 号 昭和 5 7 年 1 月 2 2 日  
 57 立局第 3 9 号 昭和 5 7 年 2 月 1 5 日  
 57 立局第 7 7 6 号 昭和 5 7 年 5 月 2 8 日  
 57 立局第 5 7 0 号 昭和 5 7 年 1 1 月 1 5 日  
 59 立局第 3 9 9 号 昭和 5 9 年 5 月 1 9 日  
 59 立局第 4 7 4 号 昭和 5 9 年 7 月 2 5 日  
 61 立局第 3 8 1 号 昭和 6 1 年 6 月 9 日  
 63 立第 1 9 号 昭和 6 3 年 1 月 1 1 日  
 63 立第 6 6 9 号 昭和 6 3 年 5 月 2 5 日  
 63 立局第 9 4 6 号 昭和 6 3 年 1 1 月 2 1 日  
 元資庁第 1 3 8 0 7 号 平成元年 1 1 月 2 2 日  
 4 立局第 3 8 9 号 平成 4 年 1 1 月 2 0 日  
 5 立局第 1 3 6 号 平成 5 年 3 月 3 1 日  
 5 立局第 2 9 2 号 平成 5 年 9 月 6 日  
 8 立局第 5 4 7 号 平成 8 年 1 0 月 1 1 日  
 平成 09・03・31 立局第 7 7 号 平成 9 年 4 月 1 日  
 平成 09・09・29 立局第 3 号 平成 9 年 1 1 月 2 0 日  
 平成 12・03・30 立局第 9 号 平成 1 2 年 4 月 1 日  
 平成 12・04・17 立局第 2 号 平成 1 2 年 4 月 1 7 日  
 平成 19・07・25 原院第 6 号 平成 1 9 年 7 月 2 7 日  
 平成 21・03・12 原院第 4 号 平成 2 1 年 3 月 1 9 日  
 平成 22・09・27 商局第 1 号 平成 2 2 年 1 0 月 7 日  
 平成 23・11・14 商局第 1 号 平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令、手数料令及び施行規則等の運用及び解釈を別添1から5までのとおり定めたので、通知する。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について

第8条（販売所等の変更の届出）関係

1. (略)
2. 会社等の組織変更、例えば合名会社⇔合資会社（商法第113条、第163条）、株式会社⇔持分会社（会社法第743条）の場合は、本条に基づき届出書を提出すれば、法第3条の登録を受ける必要はないが、個人名義で第3条の登録を受けていた者が事業体を法人化する場合には新たに登録が必要である。

第17条（勧告等）関係

1. 本条は、現在の液化石油ガス販売事業が
  - (1) 短期間に急激に拡大した。
  - (2) 企業数が非常に多く、他面、企業規模は小さい。
  - (3) 流通機構が複雑である。等の特殊な条件下にあるため、不当ないし異常な事業活動が行われ易い状態にあり、これについては一律的な基準では律し切れないと考えられたため設けられた規定であり、経済産業大臣の権限は必然的に、相当広汎である。このため、その発動には、あらかじめ産業構造審議会の意見を聞くことになっている。(以下略)
2. (略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、同法施行令、手数料令及び施行規則の運用及び解釈の基準を別添1から8までのとおり定めたので、通知する。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について

第8条（販売所等の変更の届出）関係

1. (略)
2. 会社等の組織変更、例えば合名会社⇔合資会社（商法第113条、第163条）、株式会社⇔有限会社（有限会社法第64条、第67条）の場合は、本条に基づき届出書を提出すれば、法第3条の登録を受ける必要はないが、個人名義で第3条の登録を受けていた者が事業体を法人化する場合には新たに登録が必要である。

第17条（勧告等）関係

1. 本条は、現在の液化石油ガス販売事業が
  - (1) 短期間に急激に拡大した。
  - (2) 企業数が非常に多く、他面、企業規模は小さい。
  - (3) 流通機構が複雑である。等の特殊な条件下にあるため、不当ないし異常な事業活動が行われ易い状態にあり、これについては一律的な基準では律し切れないと考えられたため設けられた規定であり、通商産業大臣の権限は必然的に、相当広汎である。このため、その発動には、あらかじめ高圧ガス及び火薬類保安審議会の意見を聞くことになっている。(以下略)
2. (略)

第29条（認定）関係

1. 第1項中「経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い」とは、保安業務を行おうとする者が、規則第29条で定める保安業務区分のうち、いずれか一つの区分の業務のみを行う場合であっても、法第29条第1項の認定の申請をすることができる旨を規定したものである。
2. (略)
  - (1) 保安業務に係る販売所が、一の都道府県のみが存在するか、二以上の都道府県にまたがって存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば経済産業大臣に認定の申請をすることとなる。（以下略）
3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは経済産業大臣又は都道府県知事であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。
  - (2) その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみに存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。（以下略）
4. 第3項中「保安業務に係る一般消費者等の数」とは、その保安機関が保安業務を行おうとする一般消費者等の数をいい、実際に保安業務を行う一般消費者等の数とは異なってよい。

なお、実際に申請された一般消費者等の数が、認定を受けようとする申請者の事業所ごとに有する技術的能力（規則第37条第4号

第29条（認定）関係

1. 第1項中「経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い」とは、保安業務を行おうとする者が、規則第29条で定める保安業務区分のうち、いずれか一つの区分の業務のみを行う場合であっても、法第29条第1項の認定の申請をすることができる旨を規定したものである。
2. (略)
  - (1) 保安業務に係る販売所が、一の都道府県のみが存在するか、二以上の都道府県にまたがって存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば通商産業大臣に認定の申請をすることとなる。（以下略）
3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは通商産業大臣又は都道府県知事であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。
  - (2) その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみに存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、通商産業大臣の認定を受けなければならない。（以下略）
4. 第3項中「保安業務に係る一般消費者等の数」とは、その保安機関が保安業務を行おうとする一般消費者等の数をいい、実際に保安業務を行う一般消費者等の数とは異なってよい。

なお、実際に申請された一般消費者等の数が、認定を受けようとする申請者の事業所ごとに有する技術的能力（規則第37条第3号

に規定する保安業務資格者の数及び規則第31条第2号に規定する保安業務用機器の保有状況等) からみて受託可能な数でなければ、法第29条第1項の認定はされないこととなる。

#### 第31条(認定の基準)関係

1. 第3号中「その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合は、原則として、役員及び構成員のうち次に掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。(以下略)

#### 第35条(保安業務規程)関係

1. 保安業務規程の認可については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」(平成25年3月29日付け20130208商局第3号)を参照されたい。
2. (略)

#### 第36条(貯蔵施設等の設置の許可)関係

1. 第1項第1号中「経済産業省令で定める量以上」とあるのは、規則第15条に定める量以上のことであるが、許可にかからしめる貯蔵施設か否かの判断は、あくまで液化石油ガス販売事業者が規則第15条に定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではない。
2. (略)

#### 第37条の4(充てん設備の許可)関係

1. (略)
2. 第3項中「経済産業省令で定める所在地」とあるが、高圧ガス保安法

に規定する保安業務資格者の数及び規則第31条第2号に規定する保安業務用機器の保有状況等) からみて受託可能な数でなければ、法第29条第1項の認定はされないこととなる。

#### 第31条(認定の基準)関係

1. 第3号中「その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合は、原則として、役員及び構成員のうち次に掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。(以下略)

#### 第35条(保安業務規程)関係

1. 保安業務規程の認可については、「保安機関の認定について」(平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号)を参照されたい。
2. (略)

#### 第36条(貯蔵施設等の設置の許可)関係

1. 第1項第1号中「通商産業省令で定める量以上」とあるのは、規則第15条に定める量以上のことであるが、許可にかからしめる貯蔵施設か否かの判断は、あくまで液化石油ガス販売事業者が規則第15条に定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではない。
2. (略)

#### 第37条の4(充てん設備の許可)関係

1. (略)
2. 第3項中「通商産業省令で定める所在地」とあるが、高圧ガス保安法

第5条第1項又は第14条第1項の許可を受け同法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けた移動式製造設備（液化石油ガス保安規則第2条第7号の移動式製造設備に限る。）であつて、かつ、法第37条の4第1項の許可を受けている充てん設備に係る「経済産業省令で定める所在地」のみの変更については、当分の間、軽微な変更として取り扱うこととする。

3. (略)

#### 第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省及び都道府県の職員は立入検査をすることができる。（以下略）

2. (略)

#### 削る

#### ○別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

#### 第13条（都道府県又は市が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の2第2項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事が処理する事務

第5条第1項又は第14条第1項の許可を受け同法第20条第1項又は第3項の完成検査を受けた移動式製造設備（液化石油ガス保安規則第2条第7号の移動式製造設備に限る。）であつて、かつ、法第37条の4第1項の許可を受けている充てん設備に係る「通商産業省令で定める所在地」のみの変更については、当分の間、軽微な変更として取り扱うこととする。

3. (略)

#### 第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省及び都道府県の職員は立入検査をすることができる。（以下略）

2. (略)

#### 昭和53法律第85号附則第3条関係

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の別添8参照

#### ○別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

#### 第13条（都道府県が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の2第2項の規定に基づく通商産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事が処理する事務

とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収の事務を行うこととなる。
3. 第3項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、立入検査の事務を行うこととなる。(以下略)
4. 第4項の規定により、都道府県知事は、法第29条第1項の認定を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第4項の権限の委任に基づき産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。(以下略)

#### 第14条(権限の委任)関係

1. ~3. (略)
4. 第10項の規定により、経済産業局長又は産業保安監督部長は、その管轄区域内に販売所を有する経済産業大臣又はその経済産業局長及び産業保安監督部長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該経済産業局長又は産業保安監督部長の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。
5. 第11項の規定により、産業保安監督部長は、その管轄区域内の経済産業大臣又はその経済産業局長及び産業保安監督部長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該産業保安監督部長の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を通商産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき通商産業局長が行ったものについて、報告徴収の事務を行うこととなる。
3. 第3項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を通商産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき通商産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、立入検査の事務を行うこととなる。(以下略)
4. 第4項の規定により、都道府県知事は、法第29条第1項の認定を通商産業大臣が行ったもの及び第14条第2項の権限の委任に基づき通商産業局長が行ったものについて、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。(以下略)

#### 第14条(権限の委任)関係

1. ~3. (略)
4. 第6項の規定により、通商産業局長は、その管轄区域内に販売所を有する通商産業大臣又はその通商産業局長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該通商産業局長の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。
5. 第7項の規定により、通商産業局長は、その管轄区域内の通商産業大臣又はその通商産業局長の登録を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該通商産業局長の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

○別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第 11 条 (貯蔵施設) 関係

1. ～ 4. (略)

5. 面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。同一敷地内の貯蔵施設については合算して 3 m<sup>2</sup> 以上であればよい。また、一般消費者等以外の者に販売する液化石油ガスの貯蔵の用にも供するものであっても、面積は販売所ごとに 3 m<sup>2</sup> 以上でよい。この場合一般消費者等に販売するものとその他のものとの区分する必要はない。

また、一般消費者等に販売する液化石油ガス以外の高圧ガスの貯蔵をあわせて行う場合には、一般高圧ガスの貯蔵に供される部分を除いて 3 m<sup>2</sup> 以上が必要である。一般高圧ガス保安規則第 6 条第 2 項第 8 号により、液化石油ガスと区分して貯蔵しなければならない。(以下略)

6. ～ 7. (略)

第 16 条 (販売の方法の基準) 関係

1 ～ 9. (2) (略)

9. (3) 規則第 17 条の規定により、経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合。(以下略)

9. (4) (略)

9. (5) 災害救助法第 4 条により供給された応急仮設住宅で液化石油ガスを消費する者に販売する場合

10. 従前の 11. を繰り上げ

11. 従前の 12. を繰り上げ

12. 第 22 号のバルク貯槽の検査又は第 23 号のバルク容器の機器の検

○別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第 11 条 (貯蔵施設) 関係

1. ～ 4. (略)

5. 面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。同一敷地内の貯蔵施設については合算して 3 m<sup>2</sup> 以上であればよい。また、一般消費者等以外の者に販売する液化石油ガスの貯蔵の用にも供するものであっても、面積は販売所ごとに 3 m<sup>2</sup> 以上でよい。この場合一般消費者等に販売するものとその他のものとの区分する必要はない。

また、一般消費者等に販売する液化石油ガス以外の高圧ガスの貯蔵をあわせて行う場合には、一般高圧ガスの貯蔵に供される部分を除いて 3 m<sup>2</sup> 以上が必要である。一般高圧ガス保安規則第 3 条第 2 項第 4 2 号により、液化石油ガスと区分して貯蔵しなければならない。(以下略)

6. ～ 7. (略)

第 16 条 (販売の方法の基準) 関係

1. ～ 9. (2) (略)

9. (3) 規則第 17 条の規定により、通商産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合。(以下略)

9. (4) (略)

9. (5) 災害救助法第 23 条により供給された応急仮設住宅で液化石油ガスを消費する者に販売する場合

10. 削除

11. (略)

12. (略)

(新設)

査については、告示で定めるところにより検査を行う。この際、高圧ガス保安協会基準KHKS0745バルク貯槽の告示検査等に関する基準、KHKS0746附属機器等の告示検査に関する基準及びKHKS0841バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準を用いて行うこと。

第18条（供給設備の技術上の基準）関係

1. ～10. （略）

11. 第19号口の基準は、通常気化装置は、貯蔵設備と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の間の高圧部に設置されるものとして2.6メガパスカル以上の耐圧性能を有する旨規定したものであるが、気化装置の機能と調整器の機能とを一体として兼ね備えた気化装置（例えば、例示基準第33節気化装置における液状の液化石油ガスの流出防止措置(3)②第8図に示すような気化装置の場合）にあっては、高圧部の液化石油ガスの通る部分及び気化室本体の部分は2.6メガパスカル以上の耐圧試験に合格しなければならないが、調整器に係る部分を含めた気化室全体としては、調整器の中圧部分の耐圧試験圧力である0.8メガパスカル以上の耐圧試験に合格すればよいこととする。

12. ～14. （略）

第21条（特定供給設備）関係

1. 第1項中「これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管、液自動切替装置及び対震自動ガス遮断器等をいう。  
2. 第2項は、貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去に先だって仮設供給設備を連結して行われる消費調整は一時的なものなので、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液

第18条（供給設備の技術上の基準）関係

1. ～10. （略）

11. 第19号口の基準は、通常気化装置は、貯蔵設備と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の間の高圧部に設置されるものとして2.6メガパスカル以上の耐圧性能を有する旨規定したものであるが、気化装置の機能と調整器の機能とを一体として兼ね備えた気化装置（例えば、省令補完基準第33節気化装置における液状の液化石油ガスの流出防止措置(3)②第8図に示すような気化装置の場合）にあっては、高圧部の液化石油ガスの通る部分及び気化室本体の部分は2.6メガパスカル以上の耐圧試験に合格しなければならないが、調整器に係る部分を含めた気化室全体としては、調整器の中圧部分の耐圧試験圧力である0.8メガパスカル以上の耐圧試験に合格すればよいこととする。

12. ～14. （略）

第21条（特定供給設備）関係

「これらに準ずる設備」とは、高圧ホース、ピグテール、集合管、液自動切替装置及び対震自動ガス遮断器等をいう。

（新設）

化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力とすることとし、これによって、貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と特定供給設備となる貯蔵能力の下限（1,000kg以上）との差を用いて、特定供給設備に係る義務を負うことなく、仮設供給設備を設置できるようにしたものである。

なお、当該表示及び封印を行った場合であっても、貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力を合算したものが1,000kg以上となるときは、特定供給設備の設置の許可及び完成検査が必要である。

3. 貯槽等を用いた供給設備に新たな貯蔵設備を連結した後、貯槽等の消費調整を行うことなく直ちに新たな貯蔵設備による液化石油ガスの供給に切り替え、直ちに貯槽等を取り外す一連の液化石油ガス設備工事を行う場合において、貯槽等と新たな貯蔵設備が配管上で連結されたわずかな時間の状態は当該工事の作業工程の一部であり、あえて、このわずかな時間の状態における供給設備の貯蔵能力を、貯槽等及び新たな貯蔵設備のそれぞれの貯蔵能力が合算されたものとみる必要はない。ただし、貯槽等と新たな貯蔵設備が連結された状態が長時間にわたって放置されるときは、この限りでない。

第30条（認定の申請）関係

1. (略)

2. 第2項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。

第39条（保安業務規程）関係

(新設)

第30条（認定の申請）関係

1. (略)

2. 第2項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定について」（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号）を参照されたい。

第39条（保安業務規程）関係

保安業務規程で定めるべき事項については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。

第87条（液化石油ガス設備工事）関係

第2項は、貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去に先だつて仮設供給設備を用いて行われる消費調整は一時的なものなので、第21条第2項の規定を準用することとし、これによって、貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量と液化石油ガス設備工事の届出の対象となる貯蔵能力の下限（500kg超）との差を用いて、当該届出の義務を負うことなく、仮設供給設備を設置できるようにしたものである。

なお、当該表示及び封印を行った場合であっても、貯槽等に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の貯蔵能力を合算したものが500kgを超えるときは、液化石油ガス設備工事の届出が必要である。

第131条（帳簿）関係

1. ～4. (略)

5. 第4項において、バルク貯槽等の検査を行った場合に記載する帳簿の保存期間は、①次回の検査を行う日まで、又は、②バルク貯槽等をくず化し、その他バルク貯槽等として使用することができないように処分する日までである。

なお、バルク貯槽等の検査を行った場合に記載する帳簿は、一般消費者等に係るものではないので、一般消費者等との販売契約を解除した後も、定められた保存期間が経過するまでは保存しなければならない。

第140条、第141条、第142条（経済産業大臣に対する都道府県知

保安業務規程で定めるべき事項については、「保安機関の認定について」（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号）を参照されたい。

(新設)

第131条（帳簿）関係

1. ～4. (略)

(新設)

第140条、第141条、第142条（通商産業大臣に対する都道府県知

事の報告) 関係

本規定により、令第13条第8項の規定に基づく経済産業大臣への報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長に対して行うこととなる。当該報告を受けた経済産業局長又は産業保安監督部長は、すみやかに経済産業大臣に報告するものとする。

なお、令第14条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき経済産業局長又は産業保安監督部長が経済産業大臣の登録した販売事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第一

経済産業省、産業保安監督部又は都道府県

経済産業省

関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部

中部近畿産業保安監督部

中部近畿産業保安監督部近畿支部

中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部四国支部

九州産業保安監督部

削る

事の報告) 関係

本規定により、令第13条第7項の規定に基づく経通商業大臣への報告は、当該都道府県の区域を管轄する通商産業局長に対して行うこととなる。当該報告を受けた通商産業局長は、すみやかに通商産業大臣に報告するものとする。

なお、令第14条第6項、第7項、第8項及び第9項の規定に基づき通商産業局長が通商産業大臣の登録した販売事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第一

通商産業省、通商産業局又は都道府県

通商産業省

東北通商産業局

関東通商産業局

中部通商産業局

近畿通商産業局

中国通商産業局

四国通商産業局

九州通商産業局

○別添6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に伴う経過措置について

削る

○別添 7 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置について

削る

○別添 8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置について（特定供給設備関係）